

「ガイドライン改訂に関するNGO提言書」に対する

JBIC・NEXIコメント

「ガイドライン改訂に関するNGO提言書」に対する現時点でのJBIC・NEXIの考えは以下のとおりです。今後、コンサルテーション会合の場にてこれらに関して議論してまいりたいと考えております。

提言1：環境レビュー中の案件の情報公開の範囲

新機関は、環境社会配慮に関する主要な文書を入手後速やかに公開すべきである。環境社会配慮に関する重要な文書とは、環境アセスメント報告書、環境管理計画、住民移転計画、先住民族への配慮に関する計画及び生活再建計画並びにこれら文書に添付される作成段階で行われたステークホルダーとの協議に関する情報を含むが、これらに限られない。また、公開対象は、当該国で承認されたものに限られず、その翻訳版も含む。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ 情報公開の基本的考え方は以下のとおりです。
- ・ 環境社会配慮自体はプロジェクト実施主体者の責任であり、JBIC・NEXI はそれを確認する立場です。
- ・ 従いまして、環境社会配慮の一環としての情報公開はプロジェクト実施主体者が当該国法令等に則して行うものです。JBIC・NEXI は、政府系機関として説明責任を果たす用意がありますが、商業上の機密の保持との両立が求められます。

提言 2：情報公開の方法

新機関は、環境社会配慮に関する主要な文書を、ウェブサイト上に掲載すると同時に、本部及び事業実施国における新機関の現地事務所（現地事務所が存在しない場合は、事業実施国を担当する在外公館）において、誰もが自由に閲覧・複写が可能な状態で公開すべきである。また、当該事業により影響を受ける地域住民や現地 NGO からの要請がある場合には、文書の写しを無償で交付・送付すべきである。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ 情報公開の基本的考え方については、提言 1 に対するコメントをご参照下さい。
- ・ JBIC・NEXI の情報公開の方法については、プロジェクト実施主体者等との関係あるいはコストとの関係も踏まえることになります。

提言3：ステークホルダーからの意見への対応

新機関は、プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO からの意見や懸念が表明された場合には、事業者の対応やこれに対する JBIC の評価について回答するなど、適切な対応を取るべきである。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ 現在でも、JBIC・NEXI に求められる説明責任の範囲内で適切な対応を取っていると考えています。
- ・ 具体的には、情報（あるいは意見、懸念）の提供を受けた場合、JBIC・NEXI は当該プロジェクト実施主体者にその内容を確認し、その結果、環境に望ましくない影響を及ぼすと認められる場合には、当該プロジェクト実施主体者に対して適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけ、また場合によっては融資承諾・保険内諾しない等の対応を行うことがあります。
- ・ しかしながら、原則的に、地域住民や現地 NGO からの意見や懸念に対する説明責任は当該プロジェクト実施主体者が負うものであり、JBIC・NEXI の立場はプロジェクト実施主体者が説明責任を果たすよう促すことにあります。

提言4：融資決定後の情報公開

新機関は、融資契約締結後に、環境チェックリストに基づく環境社会配慮確認の結果及び当該事業の環境社会影響に関する融資機関としての所見ないし環境審査結果を公開すべきである。また、環境レビュー結果に以下の内容を記載すべきである。

- ・ 借入人と合意された主たる環境配慮上の対策
- ・ ステークホルダーから提供された意見・懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対するJBIC（NEXI）の評価

JBIC・NEXI コメント：

- ・ 提言1．に対するコメント（情報公開の基本的考え方）をご参照下さい。

提言 5：異議申立期間に関する情報公開

新機関は、各プロジェクトについて、ガイドラインに基づく異議申立てが可能な期間を公開すべきである。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ 融資・保険契約期間は、輸出者等の商業上の機密に相当することから、公開はできません。
- ・ JBIC「異議申立手続要綱」及び NEXI「異議申立手続等について」では、融資・保険契約以前、及び貸出等終了後の異議申立に関する対応も定めています。
- ・ もっとも、JBIC「異議申立手続要綱」及び NEXI「異議申立手続等について」にも記載しているとおり、異議申立に先駆けて、まずはプロジェクト実施主体者との対話・協議や、JBIC・NEXI の融資・付保担当部署との対話・協議を通じて解決が図られることが望ましいことは言うまでもありません。

提言 6 及び 12：モニタリング報告書の公開

新機関は、カテゴリ A のプロジェクトについて、事業者から入手した環境社会モニタリング報告書を入手次第速やかに公開し、また新機関が自ら行うモニタリング結果を公開する。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ 提言 1 . へのコメント（情報公開の基本的考え方）をご参照下さい。

提言7：環境社会配慮審査会の設置

新 JICA が行う有償資金協力業務についても、常設の第三者機関による助言を得るべきである。また、新 JBIC にも、常設の第三者機関を設置し、融資前の審査にあたって審査会からの助言を得ると同時に、融資承諾後の案件に関する環境社会配慮面での助言を得るべきである。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ JBIC・NEXI ガイドラインは環境社会配慮の確認についてのものであり、プロジェクト実施主体者（ないし当該国政府）による環境社会配慮の支援を行っているということではありません。環境社会配慮審査会に相当する機能は、環境社会配慮の責任主体たる当該プロジェクト実施主体者の内部組織あるいは当該国環境行政が担うべきものです。
- ・ なお、外部からのご指摘・ご意見に関しては、今後も真摯に対応する所存であることは言うまでもありません。

提言 8：地域住民等との協議

新機関は、主要な環境社会配慮に関する文書の作成過程で行なわれた協議について、現地の言論の自由の保障状況など公正な協議を担保する条件に配慮しながら、協議の開催時期・場所、参加者、進行方法、主要なステークホルダーの意見とこれに対する対応など協議の実施状況を審査し、協議が適切に実施されたか否かを確認する。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ 環境レビューにおいては、ご指摘のような「(地域住民等との協議における)開催時期・場所、参加者、進行方法、主要なステークホルダーの意見とこれに対する対応など協議の実施状況」について確認しています。また、協議に際しての社会的弱者への配慮、プロジェクトに対する苦情処理メカニズムについても確認しています。当該協議は、一義的には当該国法令、また、国際的基準を著しく逸脱するものでないことが求められ、上記確認はこれに則したものと考えます。
- ・ 上記確認を通じ、当該プロジェクトが環境に望ましくない影響を及ぼすと認められる場合には、当該プロジェクト実施主体者等に対して適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけ、また、場合によっては融資承諾・保険内諾しない等の対応を行うことがあります。

提言9 - 1 : 再取得価格による補償

被影響住民が、移転前の生活水準を少なくとも維持できるように、土地及びその他資産の喪失に対する「完全な再取得価格」が補償されるべきである。当該国の法制制度上完全な再取得価格による補償が保障されておらず、又は当該国において実態上完全な再取得価格による補償が行われていない場合は、再取得価格による補償を確保するための追加的な措置が法的拘束力ある文書として合意され、融資契約等に盛り込まれるべきである。「完全な再取得価格」算定のために市場価格調査が実施されているべきである。

JBIC・NEXI コメント :

- ・ JBIC・NEXI ガイドラインは「プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない」と規定しています。これは、世銀 OP4.12-2(b)等の趣旨にも合致しているのみならず、むしろより包括的な内容になっていると考えております。
- ・ また、ご提言の「完全な再取得価格による補償」「追加的措置を法的拘束力ある文書として合意し、融資契約等に盛り込むこと」「市場価格調査の実施」については、国際的基準においても要求していない内容であり、これをガイドラインに掲げ、各プロジェクト実施主体者等に一律に遵守を求めることは、当該国内での公平性の観点から、困難と考えます。

提言9 - 2 : 事前の補償

非自発的住民移転を伴うプロジェクトについては、十分な補償及び支援策が、移転前に与えられなければならない。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ 本提言の趣旨は理解でき、現行ガイドラインにおける環境レビューにおいても確認を行っておりますが、実態上、プロジェクト毎に補償や支援策の性質や内容等から提供のタイミングは異なる場合もあり、画一的に「事前」を求めることは、寧ろ相手国政府やプロジェクト実施主体者による、住民の貧困化防止等のための適切な対応を制限する可能性があると考えます。

提言 9 - 3 : 移転・補償合意文書

非自発的住民移転に伴う移転・補償の合意にあたっては、対象者は移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解していなければならない、また合意書は対象者に渡されていない。

JBIC・NEXI コメント：

提言 9 - 2 に対するコメントと同様、実態上、合意の形式は現地の文化や識字率などに左右される場合もあり、画一的に「合意書」を求めることは、寧ろ相手国政府やプロジェクト実施主体者による、住民の貧困化防止等のための適切な対応を制限する可能性があると考えます。

提言 9 - 4 : 住民移転計画

非自発的住民移転を伴う案件には、以下を含む住民移転計画が策定されなければならない。(内容は別添表の通り)

JBIC・NEXI コメント：

- ・ 住民移転計画の内容については、各国の当該法令等に基づき策定されるべきものであり、その上で JBIC・NEXI は、世銀 OP4.12 - Annex1 の規定内容等をベンチマークとして参照しています。
 - ・ ご提言内容については、世銀 OP4.12 - Annex1 を踏まえたものと理解しますが、別表網掛け部分は、世銀 OP4.12 - Annex1 に含まれてはいません。
- *：詳細は、世銀 OP4.12 - Annex1 と NGO 提言の比較表をご参照下さい。

住民移転計画 項目比較表

N G O 提言 9 . 4	世銀 Operation Policy4.12-Annex A
事業概要	3. 事業概要
住民移転に係る基本方針及び法制度	5.移転プログラムの主目的 7.法的枠組み（小項目略）
影響の規模・内容	4.想定される影響 (a)住民移転を生じる要因 (b)上記要因の影響範囲
社会的に脆弱な被影響住民の規模とその内容 被影響住民の社会経済的状況に関する調査結果	6.社会経済調査 (a)センサス調査 (i)当該土地の占有状況、流入者の除外確認 (ii)生計、生活、家屋、等の状況 (iii)喪失額の想定規模 (iv)社会的に脆弱な被影響住民に関する情報 (v)移転対象者の生計・生活レベルの update 情報 (b)その他調査 (i)土地所有・移転システム (ii)地域内の相互影響関係 (iii)影響を受ける社会インフラ・公共サービス (iv)地域社会の社会的・文化的様態
非自発的住民移転による影響を最小化するような代替案の検討	4. 想定される影響 (c)移転を最小化する代替案 (d)移転を最小化する案件実施中のメカニズム
市場価格調査に係る計画	
補償に係る基本方針、 法制度、 補償受給対象者の定義、 喪失する資産、 補償方法、 カット・オフ・デート	9. 補償受給対象者の適格性 10.喪失額の評価及び補償の方法 11.移転及び補償の手段
補償以外の手当て	13.移転先での住宅、社会インフラ・公共サービス
代替地、代替農地が 用意される場合は、その確保状況、整備計画。 用意されない場合は、その理由	12.移転先の選定、準備、移転 (a)移転先準備の手配 (b)移転地の買占め、流入の防止策 (c)移転のスケジュール等 (d)移転者への土地所有・移転の法的手配
生計維持・向上のための施策（生計回復計画）	

NGO提言 9 . 4	世銀 Operation Policy4.12-Annex A
実施体制・スケジュール	18.実施体制（移転実施組織の責務） 19.移転に係る全体実施スケジュール 8.制度的枠組み (a)移転の核となる組織また NGO (b)上記組織また NGO の能力 (c)上記能力強化の手段
住民説明・協議及び公開： 現在までの状況、 主たる意見とその対応、 今後の計画	15.移転者及び地域の参加 (a)設計実施段階の移転者及び地域の参加する協議 (b)主たる意見とその対応 (c)移転者による代替案含む移転先選定のレビュー (d)社会的に脆弱な被影響住民への配慮を含めた 移転住民から実施者への意思疎通の組織的整備
モニタリング手法、項目・指標、期間、頻度、実施体制	21.モニタリング及び評価
被影響住民がアクセスできる苦情申立・紛争解決 手続	17. 被影響住民がアクセスできる苦情申立・紛争解 決手続
予算	20.費用及び予算
被影響住民との協議記録	
	14.移転に係る環境影響及び緩和策
	16.移転先の既存住民への配慮

提言9 - 5 : 情報公開と協議

非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトについては、以下の要件が満たされていなければならない。

- ・ 非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトについては、住民移転計画のドラフトが公開され、影響を受ける地域住民との協議が行われていなければならない。
- ・ 特に、住民移転に関する重要な情報（事業概要、補償に係る基本方針、補償受給対象者の定義、喪失する資産、補償方法、カット・オフ・デート、補償以外の手当、代替地に関する情報、生計回復計画、住民との協議の計画、苦情申立て・紛争解決の手続き）については、住民移転計画のドラフトの段階で、影響を受ける地域住民が理解できるよう言語及び様式による書面が作成され、世帯毎に配布されなければならない。書面による理解が困難な場合には、他のコミュニケーションの方法が用いられなければならない。
- ・ 住民移転計画の最終版及び詳細設計やプロジェクト内容の変更を経て変更された版は公開されなければならない。また、これらの版に基づき、住民移転に関する重要な情報について、影響を受ける地域住民が理解できる言語及び様式による書面が作成され、世帯毎に配布されなければならない。新機関は、融資契約など法的合意を通じて、これら文書の公開・配布を確保すべきである。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ JBIC・NEXI ガイドラインにおける「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングへの影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加」は、世銀 OP4.12 の該当部分と同旨と理解します。
- ・ JBIC・NEXI ガイドラインでは、「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングへの影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加」を促進する主体はプロジェクト実施主体者と認識しており、かかる者が当該国法令等に定める形で実施すべきものと理解しています。JBIC・NEXI は、この実施者による対応が、適切な参加に資するものかを確認する立場にあります。
- ・ なかなく、住民移転計画の公開あるいは情報提供の態様については、各国の法令や制度が定めるところに拠りなされるものと理解しています。

提言9 - 6 : 苦情処理メカニズム

非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトにおいては、影響を受ける地域住民からの苦情を受け付け、対処を行うメカニズムが設置されていなければならない。当該メカニズムは、プロジェクト実施主体から独立していることが望ましい。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ 苦情処理メカニズムの設置は、「(非自発的住民移転の)影響を最小化」する上での実効性ある対策の一つと認識しています。この場合、世銀 OP4.12 の当該条項をベンチマークとして参照するものです。
- ・ ご指摘の「中立的・客観的な判断を行うことができる独立のメカニズム」については、これによる苦情処理は当該国の異議申立仲裁苦情処理や裁判制度の如何に拠るべきものと考えます。

提言10 - 1：先住民族 依拠すべき国際条約・宣言と基本原則

プロジェクトが先住民に影響を及ぼす場合、先住民族の権利に関する国連宣言（United Nations Declaration on the Rights Indigenous Peoples）およびILO169号条約等の先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、先住民族の伝統的な領域における生活様式および文化を発展する権利が尊重され、その基盤となる土地、領域および資源に対する先住民族の権利が認知されるべきである。

JBIC・NEXI コメント：

- 環境社会配慮確認における国際的な宣言や条約の考え方の取扱い
 - ・ 「国際的な宣言や条約の考え方に沿って」については、JBIC・NEXI が環境社会配慮を確認する相手はプロジェクト実施主体者であり、遵守を求められるのは当該国の法令等であることを前提としたものです。
 - ・ 「先住民族の権利に関する国連宣言」は国際法上の効力を有さぬものであり、「ILO169号条約」についても批准国においてのみ効力を有するものです（批准国は20カ国に満たない）。
- 土地及び資源に関する先住民族の諸権利の扱い
 - ・ 土地及び資源に関する先住民族の諸権利については、当該国の法令（先住民族の定義、範疇、また、土地及び資源に関する内容、等）を確認し、当該プロジェクトにおける適用がこれに則したものであるかを確認しています。
 - ・ その上で、当該国・当該プロジェクトにおける先住民族の土地及び資源に関する諸権利について、国際的な宣言や条約の考え方あるいは国際的な基準を参照し、大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じて対応策を確認しています。
- 権利の認知とは、当該国の法令・制度の下でプロジェクト実施者と先住民族との関係において為されるべきものであり、先住民族の権利に関する「国連宣言」や「ILO169号条約」の内容をJBIC・NEXI ガイドラインとして各プロジェクト実施主体者等に一律に遵守を求めることは、無理があると考えます。

提言10 - 2 : 自由で事前の十分な情報を得た上での合意

先住民族の土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなるプロジェクトの承認にも先立ち、先住民族自身の代表的な機構を通じ、自由で事前の、十分な情報を得た上での合意 (Free, Prior and Informed Consent : FPIC) が得られなければならない。

JBIC・NEXI コメント :

- ・ 土地及び資源に関する先住民族の諸権利の扱いについては、提言10 - 1 回答 をご参照下さい。
- ・ 先住民との協議については、例えば、世銀 OP4.10「先住民族」は「プロジェクトは、情報を提供された上での自由な事前の“協議”のプロセスを求められる」と規定、IFC パフォーマンススタンダード7「先住民族」は「協議のプロセスとして、情報を提供された上での自由な事前の“協議”が確保され」(英文: The consultation process will ensure)(第9条)と規定しています。
- ・ JBIC・NEXI ガイドラインでは、「(プロジェクト実施主体者は)十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めねばならない」と規定されており、既に「協議」よりも進んだ内容になっていると考えています。
- ・ ちなみに、情報を提供された上での自由な事前の“合意”という概念を定めた国連宣言は、国際法上の拘束力を有するものではなく、同種の権利を定めた国内法を有する国も多数とは言い難いというのが現状です。従って、「合意」を全てのケースにおいて必須要件とすることは無理があると考えます。
- ・ なお、情報を提供された上での自由な事前の“協議”の相手先となる先住民族の代表的な組織 (organizations) の考え方についても、一義的には当該国法令・制度の運用の問題に帰着するものであり、一概には論じ得ないものと考えます。

< 参考 : 国連宣言の当該条項 >

< 第30条 > 先住民族は、特に、鉱物、水または他の資源の開発、利用または採掘に関連して、彼(女)らの土地、領土および他の資源に影響を及ぼすいかなるプロジェクト(計画)の承認にも先立ち、国家が彼(女)らの自由でかつ情報に基づく合意を得ることを必須要件とする権利を含めて、彼(女)らの土地、領土および他の資源の開発または使用のための優先事項と戦略を決定しかつ展開する権利を有する。当該先住民族との合意に準じて、公正かつ公平な補償が、実行されるいかなるそのような活動および措置に対しても、環境的、経済的、社会的、文化的または精神的な悪影響を軽減するために提供されることとする。

先住民族は、彼(女)ら先住民族固有の決定作成制度を維持しかつ発展させる権利のみならず、彼(女)らの権利、生活および運命に影響を及ぼし得る事柄における決定作成の全てのレベルで彼(女)ら自身の手続きに従って彼(女)ら自身によって選ばれた代表を通じて、彼(女)らがそう選択すれば、完全に参加する権利を有する。

提言 10 - 3 : 先住民族への配慮に関する計画

先住民族に影響を及ぼすプロジェクトにおいては、先住民族の土地権・資源権をはじめとする諸権利に及ぼす影響を評価、回避、最小化、緩和し、先住民族が開発による影響を受ける以前の生活を回復するための計画（先住民族への配慮に関する計画）を作成、文書化しなければならない。また、この計画の策定にあたっては、計画案が先住民族が理解可能な言語、または様式によって公開されたうえで、先住民族との協議が行なわれなければならない。当該協議の記録は先住民族への配慮に関する計画に添付されなければならない。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ 環境レビューにおいて世界銀行等の国際金融機関が定めた基準、他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準又はグッドプラクティス等を参照することを定め、FAQ にて世銀 OP4.10（旧 OD4.20）を例示しています。
- ・ JBIC・NEXI としては、先住民族に影響を及ぼすプロジェクトにおいては、当該国法令等に拠り先住民計画（IPP）が策定されている場合には、その内容が世銀 OP4.10 との間で大きな乖離がある場合、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じて対応策を確認することとしています。
- ・ 世銀 OP4.10-AnnexB は、IPP について、別表の通り定められており、また、本文 12～15 条にはその他の内容が定められており、これを参照することとしています。
- ・ ご提言内容のうち、「先住民が理解可能な言語、様式での計画案の公開」及び「先住民配慮計画への協議記録の添付」は世銀 OP4.10 には含まれておりません。

< 世銀 Operational Policy 4.10 Annex B >

- 1 . IPP は、融通性及び実効的な効果のある方法を以って、詳細レベルについては当該プロジェクトとその効果の性質に応じ、策定される。
- 2 . IPP は、以下の内容を要件とする。
 - (a) 以下の情報の要旨
 - 先住民族に適用される法的・組織的フレームワークのレビュー
 - 先住民族社会、彼ら・彼女らが伝統的に所有・慣習的に使用・占有する土地・領域、及び彼ら・彼女らが依存する天然資源についての統計的、社会的、文化的また政治的な特性に関する基礎情報
 - (b) 社会的アセスメントの要旨
 - (c) プロジェクト準備段階における被影響先住民族社会との情報を提供された上での自由な事前の協議の要旨
 - (d) プロジェクト実施段階における被影響先住民族社会との情報を提供された上での自由な事前の協議の保障スキーム
 - (e) 先住民族が文化的に適切な社会経済的便益を享受することを担保するアクション・プランの方策（必要に応じ、プロジェクト実施機関の能力強化策含む）
 - (f) 先住民族に対する負の潜在的影響が確認される場合には、適切な回避、最小化、緩和あるいは補償についてのアクション・プランの方策
 - (g) 当該 IPP に係る費用及び予算化計画
 - (h) プロジェクト実施段階で生じた被影響先住民族社会からの苦情申立に対する適切なアクセス可能な手続手段（手続手段の策定に際しては、先住民族における司法的救済源及び慣習的紛争仲裁制度を考慮すること）
 - (i) 当該 IPP のモニタリング、評価、及び実施報告についての適切なメカニズム及びベンチマーク。（当該 IPP のモニタリング、評価のメカニズムには、被影響先住民族社会との情報を提供された上での自由な事前の協議が織り込まれることが望ましい）

提言 11：社会的合意の形成

ステークホルダーとの協議は、事業により直接的又は間接的な影響を受ける住民や発言力が弱い社会層など、協議を意識的に行うべきステークホルダーに関する分析を踏まえたものでなければならない。

環境社会配慮に関する主要な文書の作成段階で行われたステークホルダーとの協議の実施状況、ステークホルダーから主要な意見とこれに対する対応状況は、各環境社会配慮に関する主要な文書の一部として添付され、公開されるべきである。

JBIC・NEXI コメント：

- ステークホルダー分析（提言 11.1）
 - ・ 地域住民等との協議の参加範囲については、一義的には当該国法令等、また、国際的基準を著しく逸脱するものでないことを以って確認するものです。
 - ・ 社会的弱者への適切な配慮も含め、ステークホルダーに関する分析は、プロジェクト実施主体者による地域住民との協議について JBIC・NEXI が確認するプロセスの一つと認識しています。
- ステークホルダーとの協議の記録（提言 11.2）
 - ・ JBIC・NEXI ガイドラインは、協議記録を「EIA 報告書には、別表に示す事項が記述されていることが望ましい」（別紙 2）「EIA 報告書には以下の項目が含まれるべきである」（別表）と規定しています。
 - ・ これに関し、コモンアプローチは、“An EIA should address the issues set out in Annex II”（第 9 条）“The EIA report should include the following items (AnnexII 前文)として AnnexII 第 8 項として「協議会の記録。影響を受ける人々、地元の NGO、及び規制当局が情報を与えられた上で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む」と規定しています。
 - ・ ご提言の「EIA 報告書以外の環境社会配慮に関する主要な文書の作成段階で行われたステークホルダーとの協議の実施状況、ステークホルダーからの主要な意見とこれに対する対応状況」についての文書としての扱いあるいは公開については、当該国の法令や制度等に則した取扱いを確認するものです。

提言13-1：原子力関連プロジェクト 求められる要件

原子力固有の問題（核拡散の防止、安全性の確保・事故時の対応、放射性廃棄物の適切な管理・処分）について、原子力関連プロジェクトに求められる環境社会配慮上の要件としてのガイドライン第2部に規定すべきである。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ 原子力以外のセクターであっても、それぞれに配慮すべき特有の事故防止対策や廃棄物対策があるものと考えます。そのため、現行ガイドライン（別紙1：対象プロジェクトに求められる環境社会配慮）は、「プロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則」とし、また、「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的影響のみならず、合理的と考えられる範囲で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む」もので、それらの影響緩和策についても確認することとしています。環境レビューにおいては、セクターを限定することなくこれらにも十分留意してきており、ご提言の内容は現行ガイドラインでも対応可能と考えられることから、敢えて、原子力固有の環境社会配慮要件を規定する必要はないものと考えます。
- ・ なお、ご提言の(1)核拡散の防止については、我が国の場合、外為法（輸出貿易管理令）による輸出管理を実施しており、法律に定められた規制対象貨物等の輸出に当たっては経済産業省の輸出許可の取得が必要となりますが、それは環境社会配慮確認とは別に行われるものです。

提言13 - 2：原子力関連プロジェクト 協議と情報公開

原子力関連プロジェクトについては、当該プロジェクトの安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応などの情報を盛り込んだ文書が作成されるべきである。これらの文書は、ドラフト作成時に公開された上で、現地においてステークホルダーとの協議が行なわれるべきである。

新機関は、原子力関連プロジェクトへの融資等の環境レビューにあたり、借入人等に対して、当該プロジェクトの安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応などの情報の提供を求めるべきである。新機関は、これらの情報を、他の環境社会配慮に関する主要な文書と同様、入手後速やかに公開するべきである。融資契約締結後に公表される環境レビュー結果には、プロジェクト実施主体の技術的能力の評価を記載するべきである。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ 原子力関連プロジェクトに限らず、必要な作成文書や情報公開、ステークホルダーとの協議はプロジェクト実施主体者が現地国の法令等に従って実施すべきものです。
- ・ その上で、現行ガイドライン（別紙1：社会的合意形成及び社会影響）は「プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則」としており、「特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、そのプロジェクト内容に反映されていること」を確認することとなり、原子力関連プロジェクトについても同様の対応となります。
- ・ 安全性や放射性廃棄物の取扱いに係る確認は経済産業省に依頼することとしています。確認作業の中で必要な情報があれば、同省が輸出者に求めるものと承知しています。
- ・ なお、環境レビュー結果は、プロジェクト実施主体者による環境社会配慮が確認されたものに関し保険契約締結後に公開するものです。従って、プロジェクト実施主体者が運転等に必要と一定の技術的能力を有していることを確認したプロジェクトであって、改めて技術的評価を記載する必要性は乏しく、他のセクターとのバランスからも適当ではありません。

提言13-3：原子力関連プロジェクト カテゴリ分類とチェックリスト

新機関は、「一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示一覧」に原子力発電所及び核燃料サイクル施設を追加すべきである。また、原子力発電所及び核燃料リサイクル施設に関する環境チェックリストを作成すべきである。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ OECD 環境コモンアプローチ（2007年版）ANNEX 1 に例示されている原子力発電所及び核燃料サイクル施設が、JBIC・NEXI ガイドラインでは例示されていないのは事実です。
- ・ JBIC・NEXI において、現行ガイドライン実施後、同セクターに係る環境レビュー実績はありませんが、産業界のご意見等も伺いつつセクター例示について検討したいと考えています。

提言 13 - 4 : 原子力関連プロジェクト 第三者機関の設置

原子力関連プロジェクトへの支援・融資の検討に当たっては、専門家および NGO を含む第三者機関を設置し、その助言を得て審査結果に反映させることが必要である。当該機関における審議は公開される。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ 現行ガイドライン（別紙 1）では「特に影響が重大と思われるプロジェクトや異論の多いプロジェクトについては、アカウントビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置して、その意見を求める」ことにしています。
- ・ 原子力関連の具体的プロジェクトについても、必要があれば同様に意見を求めることはありえますが、ご提言の如く、当該プロジェクトの融資・付保検討に当たって、常設の第三者機関の設置が直ちに必要になるとは考えていません。

提言14-1：歳入の透明性に関する基本方針

歳入の透明性の重要性を、環境社会配慮確認にかかる基本方針として明記するべきである。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ 「採取産業の透明性に関するイニシアティブ（EITI）については、2002年に英国政府により提唱されて以降、実施国また加盟企業の拡がりを見せており、我が国を含むG8も2006年のサンクトペテルブルグ・サミットにおいて「エネルギー安全保障強化」の一方策としての「世界のエネルギー市場の透明性、予見可能性及び安定性の向上」に関して「腐敗防止のための闘いの重要な手段として」「EITI及びIMFのGRRTの文脈等で」「エネルギー輸出により得られる公的歳入の管理をより透明性があるものとするための取組みを進める」こと(*)を表明しています。
- ・ EITIは、加盟企業のEITI実施国における活動に適用される制度と理解しています。我が国を含む支援国、また、世銀グループ、IMF、EBRD等の国際機関は、EITIの財政的、技術的な支援を行う立場と理解しています。
- ・ 現時点でのEITI実施国は30カ国未満、加盟企業も30社未満です。EITI実施を承認していない国また非加盟企業については、EITI原則を遵守する義務を有さぬものと理解しています。ご指摘の「JBIC・NEXIが国際社会において先進的な歳入の透明性に関する政策の抜け道になることは避けるべき」については、基本的にはEITIとしての活動を通じ、実施国・加盟企業を拡大することで対応すべきものと考えます。
- ・ 各国ECAにおいて、EITIをガイドライン等で明記している機関は現時点では存在しません。なお、我が国企業においては、採取事業をメジャーポジションで行う事例は限定的であり、EITI原則の主体となることは希少と理解しています。
- ・ かかる現状において、我が国ECAのみが、歳入の透明性の重要性なканずくEITI原則をガイドラインに掲げ、各プロジェクト実施主体者等に一律に遵守を求めることは、プロジェクト実施主体者に過大な負担を課すことになり、従って、本邦企業の国際競争力維持・強化の観点から、適当ではないと考えます。

*：G8におけるEITI推進の主目的は、エネルギー市場の透明性、とくに腐敗防止であり、環境社会配慮の文脈上では語られていない。

提言14 - 2：採掘産業におけるガバナンスリスクのレビュー

新 JBIC は、採掘産業に関する大規模プロジェクトの環境レビューの際には、当該国政府のガバナンスのリスクも審査し、リスクが事業の便益を上回る場合には事業に対する支援をしないこと。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ 採掘産業プロジェクトにおける当該国のガバナンスリスク評価及び情報公開の重要性については、ご指摘の IFC パフォーマンススタンダード前文パラ 21・22 に言及される内容と理解しています。
- ・ 本パラ含む IFC パフォーマンススタンダードの前文は、コモンアプローチが参照ベンチマークとする IFC パフォーマンススタンダードの個々の内容からは外れている、いわば IFC 固有の規定と理解しています。
- ・ ガバナンスリスクについては、JBIC・NEXI ガイドラインが審査対象とする「プロジェクト実施主体者等による環境社会配慮」の範疇に止まらぬ内容を含有していますが、顧客である借入人等を通じたこれらの働きかけには一定の制約も存在します。
- ・ また、「採掘産業の再検討」は、世銀の委託調査報告書”Extractive Industries Review”を指すものと理解しますが、世銀はその内容を全面的に承認・採用したものではありません。
- ・ 本内容は IFC 以外のマルチ・バイ ECA での規定も確認されないところ、これをガイドラインに掲げ、各プロジェクト実施主体者等に一律に遵守を求めることは、プロジェクト実施主体者等に過大な負担を課すことになり、従って、本邦企業の国際競争力維持・強化の観点から適当ではないと考えます。

提言14-3：政府への支払いと政府との主要な合意の情報公開

採掘産業に関するプロジェクトにおいては、実施主体が政府に支払うプロジェクト関連の重要な支出（ロイヤリティ、税金、利益配分など）や、受入国政府契約（HGAs）、政府間協定（IGAs）などの主要な合意が公開されるべきである。

JBIC・NEXI コメント：

- ・ ご提案内容の前段は、IFC パフォーマンススタンダード前文パラ 21・22 に言及される内容また EITI 基準の一つと理解しています。
- ・ ご提案内容の後段を現時点で規定として求めているものは、IFC パフォーマンススタンダード前文パラ 21・22 のみと理解しています。
- ・ ご提言14-1及び14-2に対する認識と同様、ご指摘の内容をガイドラインに掲げ、各プロジェクト実施主体者等に一律に遵守を求めることは、プロジェクト実施主体者等に過大な負担を課すことになり、従って、本邦企業の国際競争力維持・強化の観点から、適当ではないと考えます。

提言 15：案件発掘・形成調査、および輸入・投資事業化等促進調査結果の公開

新 JBIC は、案件発掘・形成調査及び輸入・投資事業化等促進調査等、国際金融等業務において実施される調査の結果を公開すべきである。

JBIC コメント：

- ・ 本調査は潜在的なプロジェクト実施主体に対し将来のプロジェクト実現の参考資料として提出する性格のものであり、ビジネス上の秘匿性が極めて高く、公開にはなじまないと考えます。